

「がん対策推進基本計画」の早期策定を求める意見書

我が国においては、1981年以降、がんが死亡原因の第1位となっており、今やその3割を占めるに至っている。また、がん罹患率及び死亡率は共に上昇を続けている。

昨年6月、「がん対策基本法」が制定され、がん対策を総合的かつ計画的に推進することが明示された。また、同法は今年4月の施行を踏まえ、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に「がん対策推進基本計画」の策定を義務付けるとともに、都道府県に対しても「がん対策推進計画」の策定を義務付けている。

今後、実効性のあるがん対策を大きく前進させるため、がん患者の痛みや苦しみを和らげる「がんと診断された時からの緩和ケア」の実施や、食生活の欧米化に伴う欧米型のがんの増加により需要が増している「放射線治療」の専門医・スタッフの育成、さらには最適な治療・ケアを受けられるような体制づくりなどを含む「がん対策基本計画」を、一日も早く閣議決定し、国会に報告することが必要である。

よって、政府においては、下記の事項を含む「がん対策推進基本計画」を早期に策定するとともに、がん診療連携拠点病院の整備・推薦体制の確立、情報提供窓口の整備や抗がん剤・医療機器等の早期承認など、患者の立場に立った総合的な取組によるがん対策を推進するよう強く要望する。

記

- 1 医療従事者に対して、全国レベルでの緩和ケアの研修を行うこと。
- 2 放射線治療の専門医等の育成・研修及び連動する大学医学部の体制を充実すること。
- 3 がん登録に必要な患者の罹患、転帰その他の状況把握及び分析を行うために必要な体制を整備すること。
- 4 がん検診の推進とその質の向上のために精度管理委員会の活性化を図ること。
- 5 がん研究をより一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）3月7日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員